

報告書の準備: 気候関連財務情報開示の保証に向けた準備

2024 年 10 月



オーストラリアの企業は、気候関連財務情報の報告および保証を義務づけられる時期を迎えています。限定的保証や合理的保証を得るためには、さらなる取り組みが必要となるため、事前準備が極めて重要です。

オーストラリアでは 2025 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度より気候関連財務情報開示の制度が義務化されることとなり、企業は気候関連財務情報の保証を初めて義務付けられます。

本稿では、以下の点を検討します：

- ▶ 企業が保証を受けるための準備事項
- ▶ 限定的保証と合理的保証に対して期待されていること
- ▶ 保証準備における最高財務責任者（CFO）と取締役会の役割

多くの企業にとって、この移行は制度保証のためのシステム、プロセス、開示の準備に多大な時間と労力を割かなければならないことを意味します。気候関連財務情報の開示の以下の点を考慮すると、保証のための早めの準備が重要です：

- ▶ 年次報告書の一部を構成し、監査済みの財務諸表と強い関連性をもつ。
- ▶ 監査人が重要な気候関連のリスクや機会に対応するためのプロセス、制度、ガバナンス、リスク管理の枠組みをまとめた開示情報について意見を述べる初めての機会となる。
- ▶ 一般に公開され、様々なステークホルダーから厳重な精査を受ける。
- ▶ マーケットにおいて、競合他社間で統一された情報という重要なデータポイントを形成する。
- ▶ 取締役によって認証され、公開会社の年次総会（AGM）の議題の一部となる。

保証の行程は以下のように描かれています。

合理的保証に向けた保証の行程

ギャップアセスメント

新しいシステムやプロセスの導入が必要な分野を含む、取り組むべき分野を特定する

ベースライン保証

限定保証のもとで、報告プロセスの保証とフィードバックのための施行を行う

限定的保証

合理的保証

“新たなシステムとプロセスを確立し、調整することで、企業は「保証の準備」を進めることができる。”

Megan Wilson

Partner, EY Australia | Co-lead EY Sustainability Disclosure Hub



保証要求事項の準備

保証要件についてわかっていること

2001 年オーストラリア会社法 (Corporations Act 2001) の改正により、企業は財務諸表の監査人である監査法人から、気候関連財務情報の開示について独立した保証を得ることが求められています。サステナビリティ報告書は、2030 年 7 月 1 日以降に開始する会計年度から監査 (合理的保証) の対象となります。それまでの間、サステナビリティ報告書が監査またはレビュー (すなわち限定的保証) の対象となる範囲は、オーストラリア監査・保証基準審議会 (Auditing and Assurance Standards Board : AUASB) によって決定されます。AUASB は、公開草案 2001 年会社法に基づくサステナビリティ報告書の情報の監査およびレビューのための 02/24 サステナビリティ保証に関するオーストラリア規格 ASSA 5010 (Australian Standard on Sustainability Assurance ASSA 5010) のタイムラインにおいて「保証パスウェイ」 (Assurance pathway) を提案しています。公開草案は 2024 年 11 月 16 日まで一般からの意見を求めています。最終的な基準は 2024 年 12 月に成立する予定です。

AUASB は、企業がサステナビリティ報告書の作成を義務付けられた初年度から保証を要求することを提案しており、ガバナンス、戦略・リスクと機会、スコープ 1 および 2 の GHG 排出量の限定的保証から始める予定です。提案されている保証のフェーズは以下の通りです：

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	
スコープ 1 および 2 の GHG 排出量	限定的	合理的	合理的	合理的	
ガバナンス		限定的	限定的		
戦略 - リスクおよび機会**					
気候レジリエンス評価／シナリオ分析					
移行計画	限定的				限定的
リスク管理					
気候関連の指標および目標					
スコープ 3 の GHG 排出量	該当しない				

**グループ 1、2、3 についても同じ保証パスウェイが適用される。グループ 1 の 1 年目は、2025 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度を指し、グループ 2 の 1 年目は、2026 年 7 月 1 日以降に開始する会計年度を指します。グループ 3 企業の 1 年目は、2027 年 7 月 1 日以降に開始する会計年度を指します。

**重要な気候関連の財務リスクと機会が存在しない場合の保証の段階付けは、「戦略・リスクおよび機会」の場合と同じです。

段階的モデルは AUASB が提案したのですが、多くの企業が現在の法律で提案されている以上の保証を得ることになると予想されます：

- ▶ 公表された情報の整合性を守るため
- ▶ 資本提供者の期待に応えるため



保証要件の準備(続き)

すでに何らかの形でサステナビリティ報告を行っており、報告書の一部の指標や基準について何らかの保証を受けている可能性がある企業は優位な出発点を得ています。しかし、新たな要求事項は、経営陣や取締役会を含む報告担当チームのコンプライアンスとガバナンスの責任を大きくする可能性が極めて高くなっています。これは、報告されるサステナビリティ情報の性質と形式に関連するもので、選択肢が少なくなります。

各企業が気候関連財務情報を開示することで、ステークホルダー、特に投資家からの監視の目が厳しくなることは間違いありません。その監視には、シナリオの一貫性、レジリエンス評価、主要な判断や想定など、より複雑な報告要件に焦点を当てることも含まれます。この監視は、気候関連の報告書と財務報告書、サステナビリティ報告書、マーケットにおける公表資料の間の整合性と一貫性が重要であることも示しています。

従って、気候関連財務情報の開示と保証の義務化に伴い、開示リスクを管理し、財務報告とのつながりを高めるためのシステム、プロセス、内部統制の構築や改善が必要となります。

このようなサステナビリティ情報開示に関連するプロセスやシステムの段階的な変更は、設定段階で予想される労力の水準をより高めて早急に開始される必要があります。設定されれば、これらのシステムとプロセスは、時間の経過とともに改善され、高まる保証要件と内部ガバナンスの期待に対応することができます。

EY は、多くの企業が既存の気候関連報告を手作業のプロセスに大きく依存しており、その報告に対する確実なガバナンスと管理が十分になされていないと認識しています。組織的に成熟している部分もあるかもしれませんが、オーストラリアサステナビリティ報告基準(Australian Sustainability Reporting Standards: ASRS)に基づく開示要件の深さと範囲、そして保証の義務付けの導入により、気候関連報告に関連する内部統制への企業の取り組み方を今後根本的に変えていく必要があります。

よって、合理的な保証に向けた準備に取り掛かる前に、企業が設定段階で短期的に実施すべき様々な対応があります。これらは以下の通りです：

- 気候関連財務情報開示の正確性を判断するための、適切な手順を確実に実施する
- 合理的保証への移行に伴い、コンプライアンスコストを削減する
- 基準の開示要求事項、すなわち、気候関連のリスクと機会に関するガバナンスへの対応を支援する

次に、企業が準備活動の一環として考慮すべき一般的な分野について記載します。

“

以前は監査人に義務付けられていなかった財務報告書とサステナビリティ報告書で開示される情報の精査と一貫性が今後最も重要になります。そのためには、これらの報告書に関わる保証活動の一体化が必要となります。

Meg Fricke

Partner, EY Australia | Co-lead EY Sustainability Disclosure Hub



保証要件の準備(続き)

統制監査アプローチへの移行

- ▶ これまで、気候関連の報告やサステナビリティ報告に関する保証業務では、実証的な監査手続が行われてきました。このような監査は一般的に時間がかかり、期末後に実施されることが多く、組織の内部統制に依拠はしていません。
- ▶ 監査要件が限定的保証から合理的保証に移行するにつれ、一般的に統制アプローチが最も効率的でコスト効果の高い監査となります。
- ▶ また、このアプローチは、財務報告も並行して行われていることから年度末に行われる監査の範囲を減らすためにも重要です。
- ▶ 統制アプローチは、有効な統制環境を前提として設計されます。多くの企業が、自分たちの統制環境は有効であると考えている一方で、経験上、統制には、「監査可能な統制」があります。すなわち、デザインと運用に関してしかるべき根拠に裏付けられた統制です。
- ▶ したがって、企業は以下を検討すべきです：
 - ▶ 既存のリスクマネジメントプロセスにおいて、統制がどの程度把握されているか。
 - ▶ これらの統制が適切な形で評価を受けているかどうか。
 - ▶ 統制環境にどのようなギャップが存在するか、およびその改善計画

プロセスの文書化

- ▶ ASRS の開示要求事項の重要な構成要素には、プロセスに基づく主観的事項、すなわち気候関連のリスクと機会の特定、重要性の検討、シナリオ分析が含まれます。
- ▶ これらのプロセスが保証プロセスの対象となるかどうかは、以下によります：
 - ▶ この主観的事項に関して企業が保持する文書の適切性
 - ▶ 主観的事項を裏付けるガバナンス・プロセス、すなわち、監督及び責任の程度
- ▶ したがって、経営陣はこれらの活動に関する適切な文書を維持することが重要です。

見積り

- ▶ 合理的保証業務の一環としての見積りの監査は、通常、以下の2つのいずれかの方法で行われます：
 - ▶ 監査人が独自の見積りを行う。
 - ▶ 監査人が、企業が見積りを算出するために使用したモデル、方法論、前提条件を検証する。
- ▶ 気候関連の見積りは、Scope 3 やファイナンスド・エミッション、予想される気候関連のリスクと機会の財務への影響など、非常に主観的であるため、監査人が全ての主要な見積りについて、独自の見積りを作成できる可能性は低くなっています。
- ▶ したがって、企業は、見積り作業に関連する十分なプロセスと文書化があるかどうかを評価する必要があります。
- ▶ このプロセスには以下が含まれます：
 - ▶ 見積りに使用された方法論や仮定を裏付ける文書が整備されているかどうか。
 - ▶ 見積り／モデルが外部又は内部検証を受けているかどうか。
 - ▶ 監査人がモデルの作成を評価する能力を阻害するような第三者のモデル／ソフトウェアを利用しているかどうか。

全社的な全般統制

全社的な全般統制は、企業文化を確立し、有効な内部統制環境の基盤となるものです。

- ▶ 全社的な全般統制には以下が含まれます：
 - ▶ 方針の枠組み
 - ▶ 監督プロセス
 - ▶ 教育及びトレーニング
 - ▶ 内部監査機能及び範囲
- ▶ 企業は、気候関連の報告に関するプロセスが、全社的な全般統制に適切に含まれているかどうかを検討すべきです。



保証要件の準備(続き)

サードパーティーの役割

- ▶ サードパーティーは、財務報告やサステナビリティ報告において重要な役割を果たすことが多くなっています。利用するシステムやツール、データ提供(温室効果ガスインベントリなど)や、より広範な外部委託などによるものです。
- ▶ 合理的保証に関する監査では、報告プロセスにおいてサードパーティーが果たす役割に応じ、サードパーティーを取り扱う際に適用すべき様々な考慮事項があります。
- ▶ 考慮事項には以下が含まれます:
 - ▶ 組織と監査人が、サードパーティーにおける管理の有効性について、どの程度納得しているか、すなわち、サードパーティーの管理体制の適切性に関連する報告があるか(例: ASAE3402 / GS007)
 - ▶ データの正確性 - 情報はサードパーティーの監査人による保証の対象であるか、また対象である場合、データの使用目的を考慮した上で、サードパーティーの監査プロセスに問題がないことを保証するために、企業の監査人はどのように責任を果たしているか。

IT システム

- ▶ 一般的に、限定的保証業務では、報告プロセスをサポートするアプリケーションおよび IT 全般統制の検証は求められません。
- ▶ しかし、合理的保証業務では、このようなシステムに対する信頼性が重要となります。
- ▶ したがって、企業は以下の点を考慮する必要があります:
 - ▶ すべての重要な IT システムを把握できているか。
 - ▶ ユーザーアクセスや変更管理などの一般的な管理が、より広範な組織の管理要求事項とどの程度整合しているか、またそれらが検証されているか。
 - ▶ 合理的保証契約に先立つ事前評価活動の一環として、データ連携、すなわち入力、処理、保存、変換および報告を支援する管理がどの程度把握され、実施されているか。

不確実、将来の見通し、長期的な開示に対する保証

ASRS が要求する気候関連財務情報の開示の多くには、主観的な情報、長期的な将来にわたっても不確実なままである可能性の高い見積りや仮定、将来の見通しに関する開示が含まれます。企業は、このような情報の開示に消極的かもしれませんが、開示が義務付けられています。利用者がこのような情報を理解しやすくするために、ASRS は報告された情報に重要な影響を与える決定を開示し、不確実性が高い数値を特定し、それらの測定において行われた仮定、近似値、判断を開示することを企業に求めています。この類の情報の性質上、企業は見積りの変更に対応し、誤りの訂正を特定し開示するためのプロセスも必要となります。

企業は、主要な想定条件の開示と不確実性の認識のバランスを取りながら、将来見通し情報をどのように開示するのが最も適切か判断する必要があります。ビジネスの完全な予測を開示するだけでなく、気候関連のリスクと機会に直接開示を関連付ける必要があります。

開示は、事業の完全な予測だけでなく、気候関連のリスクと機会に直接関連付ける必要があります。保証提供者は、事業全体とその重要なリスクと機会について、これまで以上に理解を深める必要があります。



限定的保証と合理的保証に期待されるものとは？

保証要求事項の準備において、企業は限定的保証と合理的保証の違いを理解する必要があります。

限定的保証と合理的保証の違いは？

合理的保証契約では、監査人は、対象となる事象に重要な虚偽表示がないかどうかについて意見を述べます。合理的保証契約における関与は、より高い信頼性を意味します。合理的保証を行うためには、広範囲にわたる統制テスト、データの検証、基礎となる仮定や方法の評価、データ管理プロセスを検査するための現地往査などが含まれます。

対照的に、限定的保証契約は、包括的ではなく、監査人が実施する手続は合理的保証契約に比べると少なくなります。例えば、統制テストや実証手続の範囲は限定され、手続は少なくなります。（分析に焦点を当てているなど）。

今回、初めて保証が提供される情報もあるため、保証提供者は、特に初めて監査される情報であることを踏まえると、限定付適正意見または不適正意見となるような結論を表明することが予想されます。

これは、おそらく、企業がまだ報告するためのシステムや情報フローを有していないため主要なデータが欠落している場合や、おそらく、十分な品質や精度をもっていないため検証することができなかった場合などが考えられます。

企業は、保証業務によって発見される可能性のある以下の事項や提言を是正するために、限定保証に先立ちベースライン保証を計画する必要があります：

- ▶ 限定付適正意見、または不適正意見
- ▶ 気候関連財務情報の報告書の監査が遅延、その結果財務諸表の公表への影響

しばしば「保証の準備」と呼ばれるこの手続きは、保証のためのドライランであり、保証環境下での今後の報告のための「ベースライン」を反映したものです。手続には、データの照合と報告に関する詳細なレビューが含まれ、得られた知見と提言は報告書にまとめられます。

限定的保証	合理的保証
▶ 限定的なレビュー ▶ 質問と分析作業に重点を置く。 ▶ 開示をサポートするプロセスとシステムについての理解が必要だが、試される可能性は低い。 ▶ 「消極的な」保証形態で、適正でないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった場合の保証。 ▶ あまり細かくなく、範囲も狭く、概して時間を要さない。	▶ 情報の正確さに高い信頼性を必要とする利用者のための、より深い検査。 ▶ プロセスとシステムの詳細な文書化と管理体制の確認、完全な検証プロセスと詳細の検証。 ▶ 「積極的な」保証形態であり、情報に重要な虚偽表示がないことを保証する。 ▶ より詳細で広範囲におよびより多くの時間を必要とする。
▶ 経営陣は、報告プロセス全体を通じて間違いを修正する機会がある。 ▶ 重要な間違いが修正されない場合は、限定付適正意見が表明される。	

ISSA 5000 の保証への影響

国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、サステナビリティ保証業務のための改良された保証基準を承認しました。国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務に関する一般的要求事項」です。ISSA 5000 は、限定的および合理的なサステナビリティ保証業務に適した包括的な独立した基準です。AUASB は今後の会議において、ISSA 5000 をオーストラリアの基準として採用することの妥当性を検討する予定です。



高まる CFO と取締役会の役割

ASRS に準拠した報告では、非財務情報の開示と財務情報の開示が関連している必要があり、その結果、関連する報告書と保証プロセスは密接に結びついていなければなりません。CFO と取締役会は、このような情報のつながりを促し、組織における開示および保証プロセスの成熟度について深い理解を促進するために、ますます重要な役割を担うことになります。

考慮すべき点は以下の通りです：

構造と責任

特に、サステナビリティ委員会と監査・リスク委員会では、取締役会への報告に対して責任を負う役員が異なる可能性があるため、企業は、誰が最終的に開示を承認し、保証をマネジメントするかを決める必要があります。

監査計画

CFO および取締役会は、自社の既存の監査プログラムによって本件がどのような意味を持つのか、今すぐ計画を立てる必要があります：

- ▶ ベースライン保証の検討を含め、最初に解説した保証の行程を含む監査計画の更新
- ▶ 開示リスクを管理し、財務報告とのつながりを推進するためのシステムプロセスや内部統制の構築や改善

スキルと能力

「[気候関連財務情報におけるガバナンスの 2 つの側面](#)」では、取締役会メンバーが、たとえ自らが専門家でないとしても、報告や保証の質を支えるために、経営陣(CFO を含む)に適切な質問をするために十分な知識を持つ必要があることを述べている

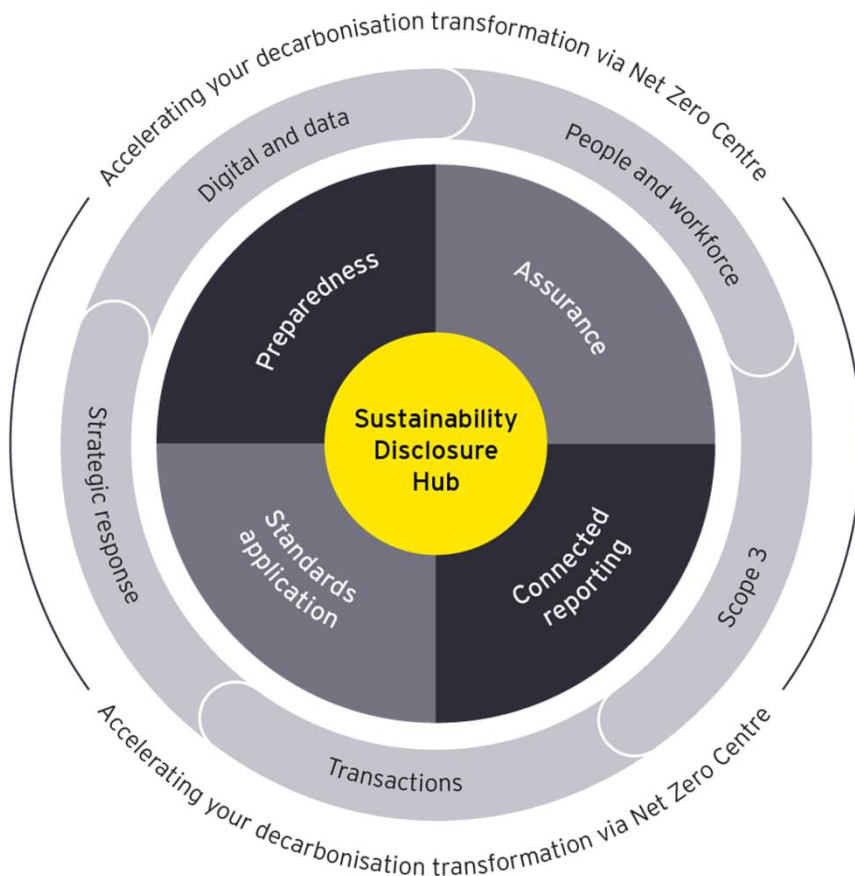
要点

保証の義務化の導入に伴い、システム、プロセス、内部統制の大幅な強化、財務報告とのつながりの改善、企業のデータ収集システムとプロセスの合理化が必要となります。

保証には、特に準備段階において、段階的な取り組みの変革が必要となります。そのため、以下のことが極めて重要です：

- ▶ 準備のできていない企業は、ギャップアセスメントを実施し、システムとプロセスを検証する。
- ▶ 企業は、後にかかる時間と労力を削減するために、ベースライン保証を実施する。
- ▶ サステナビリティチームと財務チームは、CFO と取締役会の理解とリーダーシップのもと、報告システム、プロセス、タイムラインを策定し、統合するために連携する。

サステナビリティ・ディスクロージャー・ハブ



EY サステナビリティ・ディスクロージャー・ハブは、オセアニアの企業が気候変動やサステナビリティ関連の報告義務化に備えるための実践的なガイダンスをご提供します。

オセアニアマーケットをリードする財務・非財務報告の専門家が率いるサステナビリティ・ディスクロージャー・ハブは、AASB やニュージーランド外部報告委員会 (XRB) による気候変動関連の開示要求事項の策定を含む、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の業務や現地マーケットの洞察に通じた財務・非財務報告戦略、対応、保証専門家集団として、EY の専門知識を国内外に提供しています。

サステナビリティ・ディスクロージャー・ハブは、EY ネット・ゼロ・センターと緊密に連携し、EY のクライアントが適切なタイミングで適切な意思決定を行い、ネットゼロエコノミーで成功するための道筋をつけることができるようお客様をサポートしています。

本要求事項が貴社にとってどのような意味を持つかについては、サステナビリティ・ディスクロージャー・ハブ・チームにご相談ください。

*英語版と翻訳版に相違がある場合は英語版が優先されます。

Contact us

Sustainability Disclosure Hub



Meg Fricke
Climate Change and Sustainability Services
meg.fricke@au.ey.com



Nicky Landsbergen
Climate Change and Sustainability Services
nicky.landsbergen@au.ey.com



Megan Wilson Assurance
megan.wilson@au.ey.com



Megan Strydom
Financial Accounting Advisory Services
megan.strydom@au.ey.com



Rebecca Dabbs
Climate Change and Sustainability Services
rebecca.dabbs@au.ey.com



Glenn Brady
IFRS Professional Practice
glenn.brady@au.ey.com



Murray Anderson
Assurance (Financial Services)
murray.anderson@au.ey.com



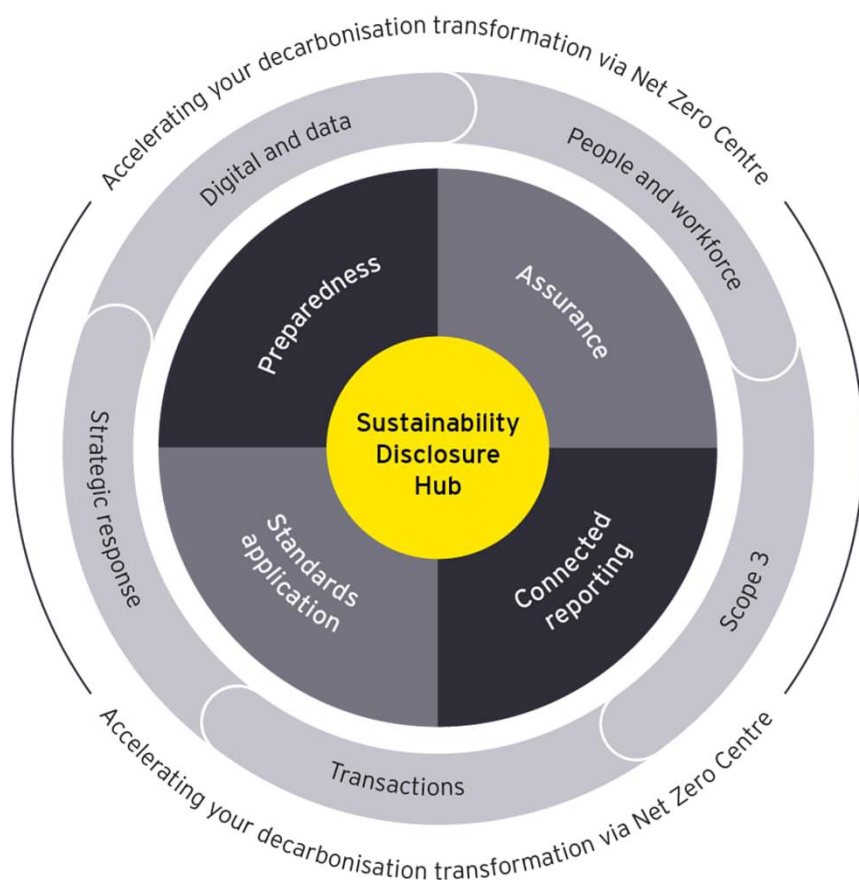
Shae de Waal
Climate Change and Sustainability Services
shae.de.waal@au.ey.com

Net Zero Centre



Shae de Waal
Climate Change and Sustainability Services
shae.de.waal@au.ey.com

EY ジャパン・ビジネス・サービス コンタクト



Contact us



Oceania Leader
Patrick Giles-Jones
ジャイルズ・ジョーンズ
パトリック
Partner, Transfer Pricing
+61 2 9248 4170



JBS Assurance Leader
Ayumi Koiwai
小岩井 歩
Director, Assurance
+61 2 9248 5924



JBS Sydney Leader
Junya Shinozaki
篠崎 純也
Director
+61 2 9248 5739

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2024 Ernst & Young, Australia
All Rights Reserved.

EYSCORE 006606-24-AUNZ
ED None

This communication provides general information which is current at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk. Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

ey.com